

中津川市

# 福岡ふれあい文化センター

## ご利用案内



中津川市

H26. 4. 1現在

# ご利用にあたって

## ■ 受付場所 中津川市福岡公民館 1階 事務室

TEL (0573)-72-2144 FAX (0573)-72-2143

## ■ 受付時間 開館時間内 午前9時00分から午後5時00分まで

## ■ 受付日

- ・ ホール及びこれと併用する施設は、使用日の1年前の月の初日から使用日の1週間前まで

《例：使用日が平成27年5月5日 → 受付開始日は平成26年5月1日》

- ・ その他の施設は、使用日の3ヶ月前の月の初日から使用日の2日前まで(申請日時が使用日と近い場合、催し物の内容によっては、対応できない場合がございます)

使用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

- ・ 受付開始日の午前9時の時点で同一希望者が2以上あるときは抽選となります。それ以降は先着順に受付します。

## ■ 開館時間 午前9時00分から午後10時00分まで

## ■ 休館日

- ・ 毎週月曜日および12月29日から翌年1月3日まで
- ・ その他、施設や設備の保守点検などのために臨時に休館することがあります。

## ■ 使用時間および期間

- ・ 次の区分ごとに使用時間が設定されています。

区分	午前	午後	夜間	全日
使用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00

- ・ 搬入搬出、準備、片付け、利用者の入退場などに要する時間も使用時間に含まれません。

- ・ 文化センターの使用期間は、同一設備につき連続6日以内です。
- ・ 定期的に曜日または日時を指定して使用することはできません。
- ・ やむを得ない理由で、時間外の利用を希望される場合は、あらかじめ施設の「特例利用承認願」を提出して、許可を受けてください。

## ■ 申込方法

- ・ ご来館のうえ、所定の「使用申請書」に必要事項を記入していただきます。  
(申請時には申込内容がわかる資料等、また申請者が団体、企業様の場合は会社概要、団体規約、パンフレットなどを持参してください)
- ・ 間違いを防ぐため、原則として電話および郵便等でのお申込みは受け付けいたしません。
- ・ 申込時には、具体的な内容をお伺いすることがありますので、内容のよくわかる方がお越しくください。(申請=許可とはなりませんので、ご注意ください)

## ■ 使用の許可

- ・ 提出された使用申請書を審査したのち、「使用許可書」を送付しますので、使用日には必ず許可書を施設スタッフに提示してください。
  - ・ 会場名を入れたポスター、チラシ等を印刷される場合は、事前に協議していただき、使用許可書がおりてから印刷、配布を開始（チケットの販売や整理券等の配布も同様）してください。
- また、催し物内容のお問合せ先として必ず、主催者の連絡先を明記してください。

## ■ 使用の変更、キャンセル

- ・ 使用についての内容変更、使用取り消しをする場合、ホールを使用する場合は使用日の1週間前までに、その他の使用については前日までにその使用にかかる許可書を添付し、「使用許可変更・取消申請書」を提出してください。
- ・ 連絡等がなくキャンセルをされた場合は、施設使用料相当額をいただきます

## ■ 使用の制限

次の場合に該当すると認めるときは、施設の使用を制限させていただきます。

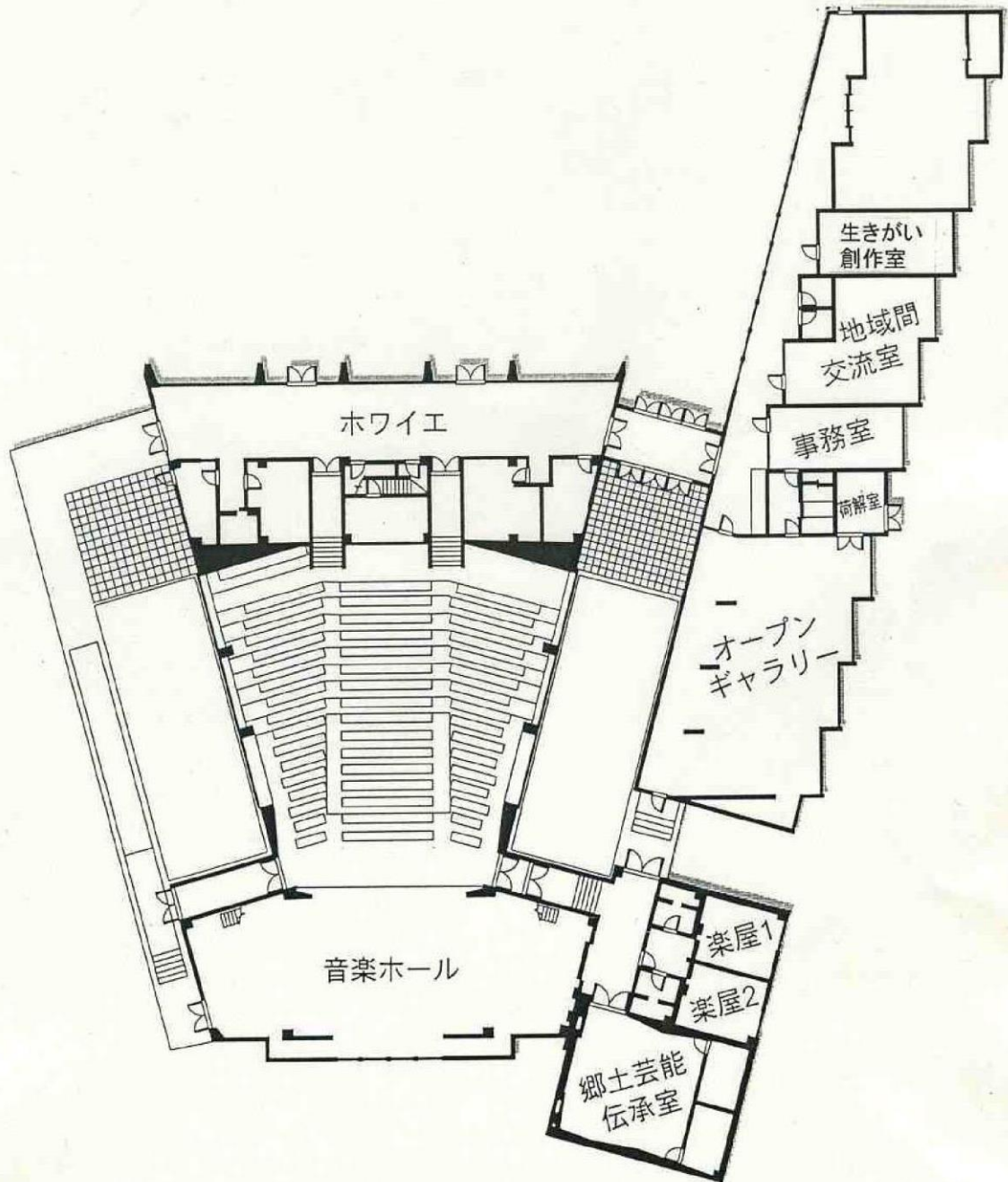
- ・ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・ 文化センター又は附属設備を汚損、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- ・ 文化センターの管理上支障があると認めるとき。
- ・ その他管理者が適当でないと認めるとき。

## ■ 使用の取消し

次の場合に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、または使用を中止していただく場合があります。

- ・ 使用者が、許可を受けた目的以外に使用したり、許可に付された条件に違反したとき、または使用の権利を譲渡や転貸したとき。
- ・ 使用者が、偽りその他不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- ・ 公益上または管理上特に必要があると認めるとき。
- ・ その他、条例および規則に違反したとき。
- ・ 虚偽、悪質な対応等があった場合は、以後の利用もお断りすることがあります。

# 施設平面図





## 施設の概要

この文化センターは、平成5年3月にふれあいの中から創り出す芸術、文化活動の拠点として建設され、本格的なホールを備えた建物として開館しました。

付知川のほとりにあることで、自然とのふれあいの中で文化を育成し、地域の芸能を次世代に継承していく拠点施設として大きな役割を持つ文化センターです。

室名	収容人数等
舞台	間口 9.8m 奥行 7.4m
ホール・客席	固定席 442
ホワイエ	待合椅子 26
郷土芸能伝承室	防音設備
オープンギャラリー	絵画展示室
生きがい創作室	陶芸室
地域間交流室	26名
楽屋1 和室	化粧鏡1 (10畳)
楽屋2 和室	化粧鏡1 (10畳)
文化センター事務室	

## ホール・諸室使用料

(単位：円)

福岡ふれあい文化センター 使用料金表	室名	午前	午後	夜間	全日	延長	冷暖房
	ホール	5,140	5,140	5,140	15,420	2割増	5割増
	郷土芸能伝承室	1,020	1,020	1,540	3,580	2割増	3割増
	オープンギャラリー	1,020	1,020	1,020	3,060	2割増	3割増
	生きがい創作室	510	510	1,020	2,040	2割増	3割増
	地域間交流室	510	510	1,020	2,040	2割増	3割増
	楽屋	510	510	1,020	2,040	2割増	3割増

## 備考

- 施設を使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料（附属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。）に次の額を加算します。
  - 入場料等の最高額が1,000円以下・・・・・・・・施設使用料の1割に相当する額
  - 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで・・・・施設使用料の3割に相当する額
  - 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円まで・・・・施設使用料の5割に相当する額
  - 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円まで・・・・施設使用料の10割に相当する額
  - 入場料等の最高額が5,000円を超え6,000円まで・・・・施設使用料の15割に相当する額
  - 入場料等の最高額が6,000円を超えるとき・・・・・・・・施設使用料の20割に相当する額
- 入場料等を徴収しない場合において、ホールを主として使用するとき、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したものとみなし、施設使用料の1割に相当する額を施設使用料に加算します。
- 営利を目的として設立した団体等がホール以外の施設を使用する場合は、施設使用料の20割に相当する額を施設使用料に加算します。
- 本市の住民又は団体以外の者が使用する場合は、施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算します。
- 冷暖房を使用する場合において、ホールを使用するときは施設使用料の5割に相当する額を、ホール以外を使用するときは施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算します。
- 使用時間を延長する場合は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1時間以内（延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。）とし、施設使用料の2割に相当する額を施設使用料に加算します。
- 楽屋の施設使用料の額は、ホールと併用した場合に限り、施設使用料の2分の1に相当する額とします。
- 前各項において10円未満の端数があるときは、各項毎に端数金額を切り捨てます。
- 使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとします。

## 附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料
映設 写備	映写幕	枚	1,020 円
	移動スクリーン	式	100 円
	液晶プロジェクター	式	1,020 円
音響 設備	ホール拡声装置	式	3,080 円
	CD デッキ	式	200 円
	カセットデッキ	式	200 円
	マイクロホン	式	310 円
	ワイヤレスマイクロホン	本	310 円
	マイクスタンド	本	100 円
	スピーカー	組	310 円
	拡声装置持込み	式	2,060 円
舞台 設備	演台	台	200 円
	金屏風 (大)	双	510 円
	〃 (小)	双	510 円
	メクリ台	台	50 円
	国旗・市旗	枚	100 円
	グランドピアノ	台	3,080 円
	エレクトーン	台	1,020 円
	ボーダーライト	列	1,020 円
	サスペンションライト (1)	列	1,020 円
	サスペンションライト (2)	列	1,020 円
	アップーホリゾン (色照明)	列	1,020 円
	フロントサイドスポット	列	1,020 円
	スポットライト (音響照明機械室より照明)	台	1,020 円
その 他	持込器具	KW	210 円
	展示用パネル(1 日につき)	式	510 円
	照明器具持込み(1KW 当たり)	KW	150 円

※ 単位 : 午前・午後・夜間各 1 回につき